



# 農地・水保全管理支払交付金（平成19～23年度） の実績と効果



平成24年7月  
埼 玉 県

# 目 次

はじめに .....	1
1 実施状況	
(1) 埼玉県における実施状況 .....	2
(2) 実施状況の分析 .....	3
2 効果の検証	
(1) 農業用施設等の機能維持 .....	4
(2) 農地の保全管理 .....	5
(3) 地域のつながりを通じた農村地域の活性化 .....	6
(4) 農村環境の向上 .....	7
3 農地・水保全管理支払交付金（H19～H23）の課題	
(1) 活動の主体に関する課題 .....	8
(2) 対策の仕組みについての課題 .....	8
(参考) 平成24年度からの農地・水保全管理支払の概要 .....	9

## はじめに

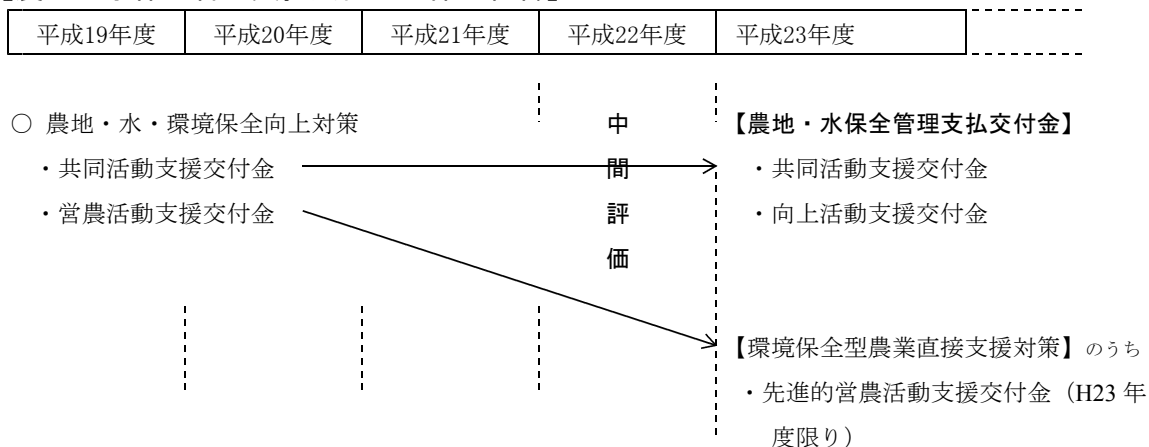
### 【対策導入の背景と目的】

- 農地・農業用水等の資源は、集落において共同活動により保全管理されてきたが、近年、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難化してきたこと。
- また、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への地域住民の要請、ゆとりや安らぎといった住民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となったこと。
- こうした背景を踏まえ、
  - ① 農地・農業用水等の保全と質的向上に関する地域ぐるみの共同活動への支援（共同活動支援）と、
  - ② 化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減するなど環境保全に向けた先進的な営農活動への支援（営農活動支援）とを一体的に行うことを目的とし、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 ヶ年間の対策として「農地・水・環境保全向上対策」を開始。

### 【中間評価の実施とこれに基づく制度の見直し】

- 平成 22 年 6 月の各都道府県中間評価を踏まえ、効果と課題を明確化するため、平成 22 年 9 月に国による中間評価がなされた。
- この中間評価の結果を踏まえ、平成 23 年度からは、
  - ① 営農活動支援については、共同活動を実施しているかどうかにかかわらず、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援することとし、名称を「環境保全型農業直接支払」として分離独立、
  - ② 地域共同による農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、農地周りの水路・農道等の長寿命化のための補修・更新などの活動に対する支援（向上活動支援）を拡充し、「農地・水保全管理支払」と名称を変更。

### 【農地・水保全管理支払交付金に係る経緯】



# 1. 実施状況

## (1) 埼玉県における実施状況

### ① 共同活動支援交付金

- 平成23年度末には、県内46市町村において、219活動組織が、地域ぐるみの共同活動に取り組み。地域によって取組状況に差があるものの、農地、農業用施設の保全管理の取組が県内に広域的に広がっている。
- 県内の取組面積は、初年度(平成19年度)の6,673haから、最終年度(平成23年度)には9,416haとなった(5年間で2,743haの増加)。

#### 【共同活動支援の取組実績】

	H19	H20	H21	H22	H23
市町村数	48	52	46	46	46
活動組織数	149	207	218	219	219
取組面積	6,673ha	9,133ha	9,335ha	9,416ha	9,416ha
交付額	182,840千円	258,255千円	263,961千円	263,445千円	262,115千円

(注) H21の市町村数の減は、市町合併によるもの

### ② 向上活動支援交付金

- 平成23年度から開始した向上活動支援交付金により、老朽化が進む農地周りの施設の補修・更新等の長寿命化のための活動に追加的にを支援することとしており、平成23年度末現在、33の活動組織が、水路、農道等の農業用施設を対象に施設の長寿命化等に取り組んでいる。

#### 【向上活動支援の取組組織及び補修・更新等を行う施設(平成23年度～平成27年度)】

市町村	組織数	水路	農道	ため池
12市町	33組織	18km	2km	1箇所

- ③ 本対策の活動へは、非農業者も含め、約26千人・団体が本対策の活動組織の構成員として参画。また、活動組織の開催する交流行事やイベントには、都市住民も参加。

個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 (営農組合等)	その他 (自治会等)
18千人	7千人	296	954

資料：平成23年度実施状況整理表(活動組織規約)から作成

## (2) 実施状況の分析

### ① 共同活動支援交付金

(地域部会別取組状況)

- 地域部会別の活動組織数は、大里地域部会が51組織と最も多く、次いで埼玉地域部会51組織、ほくさい地域部会39組織、東松山地域部会26組織となっている。
- 取組面積は、大里地域部会が4,540haで最も大きく、次いで本庄地域部会が1,055ha、ほくさい地域部会が991haとなっている。
- 農振農用地区域内の耕地面積に対する取組面積の比率は、大里地域部会が36%で最も高く、次いで本庄地域部会22%、東松山地域部会11%で、入間地域部会は4%と低い。

(地目別取組状況)

- 地目別では、取組面積 9,416ha のうち、田が 6,648ha、畑が 2,767ha、草草が 1ha となっている。

【共同活動支援の地域部会別の取組状況】(平成 23 年度)

	活動組織数	農振農用地区域 内の耕地面積	取組面積	1 活動組織当 たりの平均面積	カバー率
全 体	219	67,781ha	9,416ha	43ha	14%
さいたま	10	7,663ha	599ha	60ha	8%
入 間	17	9,179ha	348ha	20ha	4%
東 松 山	26	7,435ha	849ha	33ha	11%
秩 父	15	2,721ha	182ha	12ha	7%
本 庄	11	4,814ha	1,055ha	96ha	22%
大 里	51	12,561ha	4,540ha	89ha	36%
ほくさい	39	10,457ha	991ha	25ha	9%
埼 葛	50	12,951ha	852ha	17ha	7%

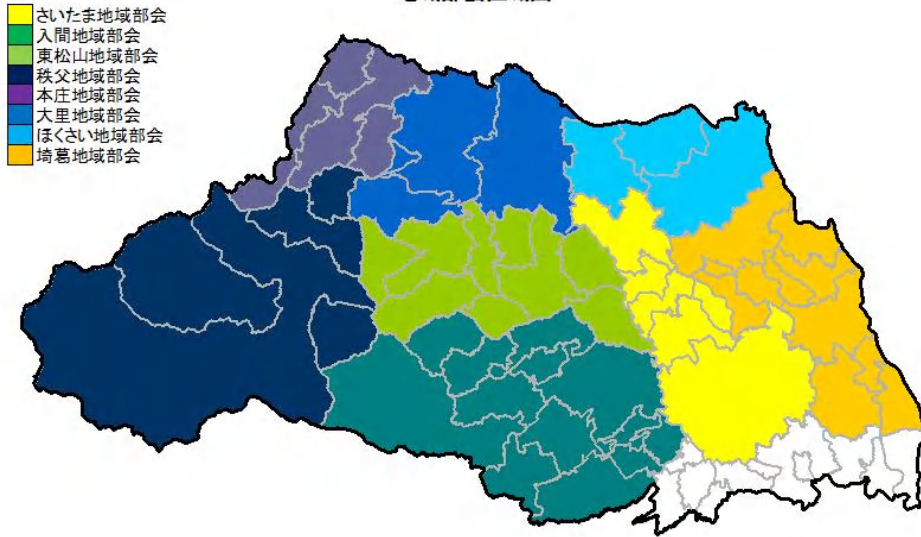
### ② 向上活動支援交付金

- 地目別では、対象農用地面積 635ha のうち、田が 534ha、畑が 101ha。
- 地域部会別では、さいたま地域部会が 222ha、埼玉地域部会が 174ha と取組が進んでいる。

【向上活動支援の地域部会別の取組状況】(平成 23 年度)

	全体	さいたま	入間	東松山	秩父	埼玉
組織数	33組織	5組織	4組織	2組織	6組織	16組織
対象農用地面積	635ha	222ha	152ha	36ha	51ha	174ha

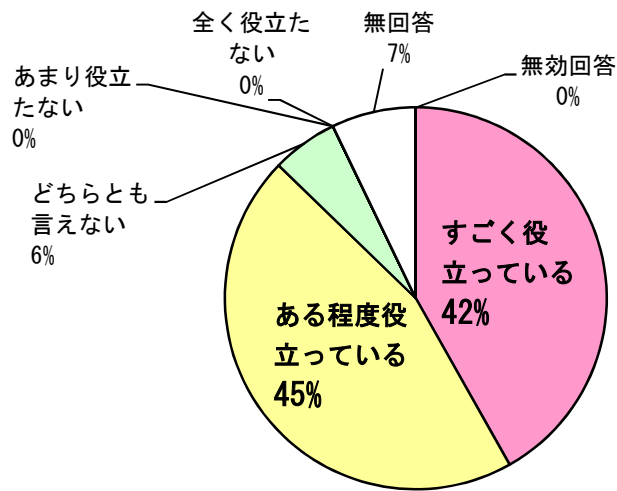
地域部会区域図



## 2. 効果の検証

### (1) 農業用施設等の保安全管理

○平成 21 年度に県内活動組織に対して行ったアンケート調査によれば、開水路の保全について、8 割以上が、本対策による共同活動が役立っていると回答。



○県内で協定に位置付けられた施設は、開水路 1,718km、パイプライン 601km、農道 1,446km、ため池 155 箇所となっており、これらの施設を対象として、基礎的な保全活動や、補修等による施設の機能維持が着実に図られており、「農業用施設の将来にわたる機能維持の効果」があげられる。



水路の泥上げ（熊谷市太田中部地区）



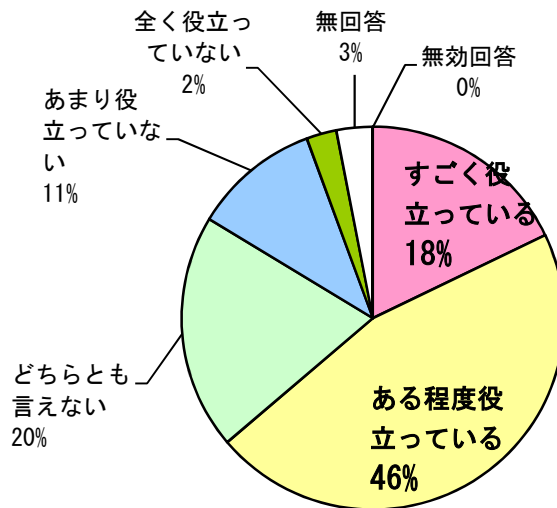
水路の草刈り（さいたま市野孫地区）

※ 平成 23 年 3 月に活動組織に対して行われた全国的なアンケート調査においても、「本対策による機能診断や施設の補修等の共同活動が、農業用排水路等の機能維持にとっても役立っている」との回答が 73%、「ある程度役立っている」との回答が 25%。

（平成 24 年 3 月、農林水産省公表の「実績と効果」による。）

## （2）農地の保全管理

○平成 21 年度に県内活動組織に対して行ったアンケート調査によれば、本対策が耕作放棄地の発生防止に役立つとの回答が 6 割を超える回答。



○ 本対策に取り組む 9,416ha の農地については、当初遊休農地であった箇所については、本対策により耕作可能な状態に保全管理されているため、本対策の実施期間 5 年間で、30ha の耕作放棄地が解消されているとともに、本対策による遊休農地の発生が防止されるため、「遊休農地の発生防止・抑制の効果」がある。

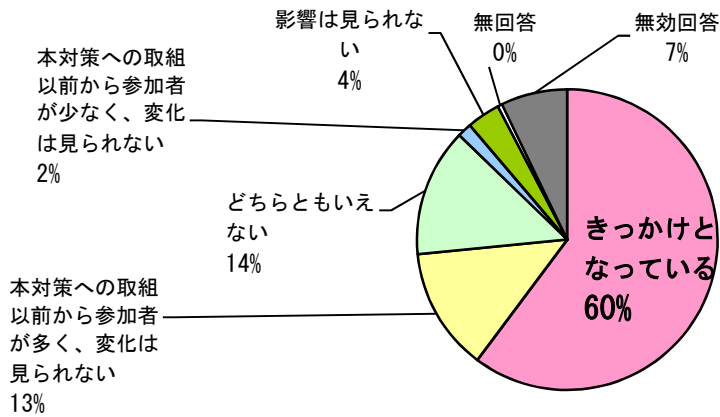


遊休農地の草刈り・重機による低木の抜根・景観植物（ポピー）の植栽  
（本庄市小和瀬地区）

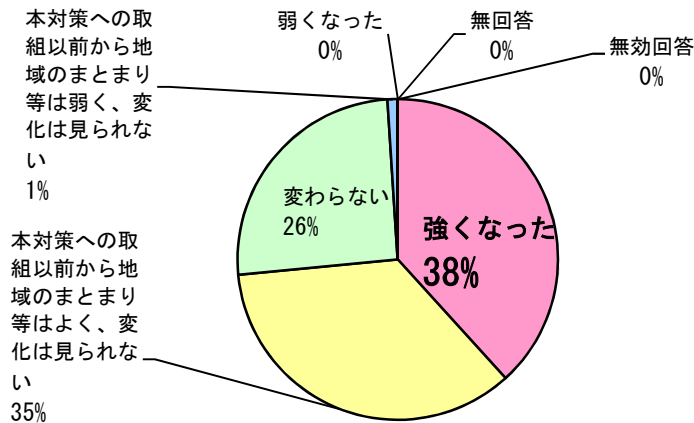
（3）地域のつながりを通じた農村地域の活性化

○ 平成 21 年度に県内活動組織に対して行ったアンケート調査によれば、

①本対策への取組は、共同活動やその他の活動にこれまで参加していなかった人が参加するきっかけとなったと思うとの回答が6割に達している、



②本対策の導入により、地域のまとまりや相互の助け合いの気持ちが強くなったとの回答が4割近くあった、





このことから、本対策の実施により、地域の農村協働力（ソーシャル・キャピタル）の水準が向上が見受けられ、「多様な主体の参画等を通じた地域コミュニティ強化の効果」が上げられる。

※ 平成 23 年 3 月に活動組織に対して行われた全国的なアンケート調査によれば、「本対策による共同活動が、地域（集落）のつながりの強化や活性化にとっても役立っている」との回答が 52%、「ある程度役立っている」との回答が 41%。

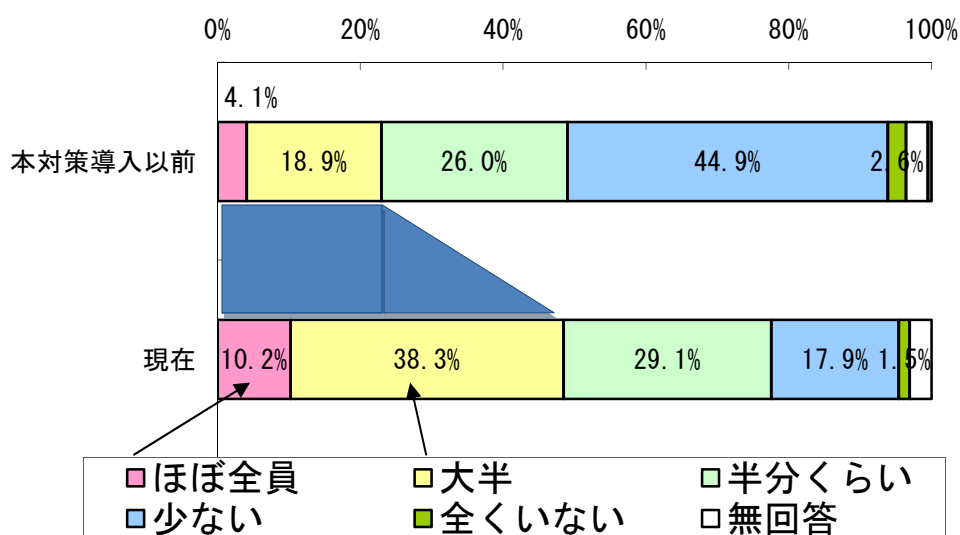
（平成 24 年 3 月、農林水産省公表の「実績と効果」による。）

#### （４）農村環境の向上

○農村環境活動が非農業者の本対策への参画のきっかけとなり、多様な主体の参画による景観形成、生態系保全、水質保全等の取組が実施。

○平成 21 年度に県内活動組織に対して行ったアンケート調査によれば、

- ① 地域活動を通じて、地域の資源や環境は自分たちで守り、次世代に引き継がなければならないと意識する人が、「ほぼ全員」、「大半」という割合が本対策実施前に比べ倍増、



- ② 一方、「生態系」、「水質」については、際だった変化は見られなかった。

このことから、地域住民の景観、生態系など地域環境向上に対する意識の醸成の効果がみられる。もともと良好な環境の維持、あるいは、更なる地域環境向上には、継続的な対策の実施が必要である。



水路の生き物調査（桶川市篠津川辺地区）



遊休農地への植栽（白岡町柴山地区）

※ 平成 23 年 3 月に活動組織に対して行われた全国的なアンケート調査によれば、「本対策による生態系や景観、水質等に関する共同活動が、地域の環境保全向上にとっても役立っている」との回答が 44%、「ある程度役立っている」との回答が 44%。

（平成 24 年 3 月、農林水産省公表の「実績と効果」による。）

### 3. 農地・水保全管理支払交付金（H19～H23）の課題

#### （1）活動の主体に関する課題

- ① 農業者の高齢化や農村の混住化が今後更に進行する中、地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動を継続することが必要。
- ② 農地周りの水路・農道等施設の老朽化が進んでおり、今後、施設の長寿命化対策を強化することが必要。
- ③ 実施地域内外への活動のPR活動の強化が必要。
- ④ 未実施地域には、以下の点から、活動組織の設立や運営が困難な点が考えられる。
  - ・ 混住化、高齢化等によりリーダーの確保や事務手続きの実施が困難
  - ・ 農地・農業用水等の保全管理について、水路・農道等の施設の管理については行政等に委ねられており、地域共同による保全管理活動の経験や体制が不十分。

#### （2）対策の仕組みについての課題

- ① 細分化した活動項目の整理・統合等により事務を簡素化すべき。
- ② 本対策の事務手続きは複雑かつ膨大であり、活動組織の設立・支援に係る市町村等の負担が大きく、支援体制の強化が課題。

# 平成24年度からの農地・水保全管理支払交付金の概要

- 平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」として、5年間、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上に対し、支援してきました。
- 平成24年度からは、仕組みの簡素化を図るとともに、集落を支える体制の強化を図り、平成28年度までの対策として5年間、引き続き継続します。
- さらに、平成23年度から支援している老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化の取組に加え、水質・土壌などの高度な保全活動、集落を支える体制強化に取り組む組織への支援を拡充します。
- 「農地・水保全管理支払交付金」を活用した取組を行うには、「活動組織」、または「農地・水・環境保全組織」のいずれかを設立することが必要です。

## 共同活動支援交付金【平成24年度～平成28年度】

### ① 基礎活動：農地、水路等の基礎的な保全管理活動

- 水路等の草刈り、泥上げ ○ 農道の砂利補充 ○ 施設の補修 など

### ② 農村環境保全活動：農村環境の保全のための活動

- 施設への植栽活動 ○ 生き物調査 ○ 水質のモニタリング など

新規地区（基本単価）

	埼玉県
田	4,400円/10a
畑	2,800円/10a
草地	400円/10a

継続地区※ 基本単価の7.5割

### 新規地区

- ・平成24年度以降共同活動のみに取り組む地域（取組開始後、5年を経過するまでは、新規地区の単価）

### 継続地区※

- ・共同活動を5年間実施した地域
- ・向上活動に取り組む地域



水路の泥上げ

## 向上活動支援交付金【平成24年度～平成28年度】

### ① 施設の長寿命化のための活動

- 農業用排水路・農道等の補修、更新 など

	埼玉県
田	4,400円/10a
畑	2,000円/10a
草地	400円/10a



素堀り水路から  
コンクリート水路への更新

### ② 高度な農地・水の保全活動（新規）

- ・水質、土壌、地域環境のための高度な取組

	埼玉県
田	500/1,000/2,000円/10a
畑	500/1,000/1,500円/10a
草地	—

### ③ 農地・水・環境保全組織の取組（新規）

- 農地・水・環境保全組織の設立
- 地域資源保全プランの策定 など

対象活動	支援額
農地・水・環境保全組織等の設立	40万円/組織
地域資源保全プランの策定	50万円/組織

### 対象組織

- ア 共同活動支援を実施する活動組織
- イ 中山間直接支払いの集落協定を締結した集落
- ウ 平成19年度から5年間、共同活動に取り組み、平成24年度からは共同活動支援交付金を受けずに水路、農道等の基礎的な保全管理を適切に行う地域



## <見直しのポイント>

- 共同活動支援については、過疎化・高齢化等の進行を踏まえ、**集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化**を図り、平成24年度～平成28年度までの対策として継続。

### ① 共同活動支援交付金の活動項目の整理・統合

- 本対策に関する課題を踏まえ、農地・農業用水の保全管理活動である「基礎部分」と「農地・水向上活動」を一体化するとともに、細分化した活動項目を整理・統合することで、事務を簡素化。
- また、「農村環境向上活動」についても活動項目を整理・統合。

#### 【H23 年度まで】

- 基礎部分（25 項目）
- 誘導部分
  - ・ 農地・水向上活動（69 項目）
  - ・ 農村環境向上活動（65 項目）

#### 【H24 年度から】

- 基礎活動（23 項目）
- 農村環境保全活動（29 項目）

### ② 書類の簡素化について

- 活動組織が5年間に作成する書類の枚数を大幅に削減
  - ・ 採択申請書類を大幅に簡素化
  - ・ 実施状況報告、基礎支援対象活動実施報告書、実施状況調書を整理統合
  - ・ 活動項目の整理統合と併せて、作業写真整理帳を廃止
  - ・ 体制整備構想（案）の届け出及び体制整備構想の承認申請の廃止

### ③ 集落を支える広域的な保全管理体制を構築について

- 地域主体の保全管理の取組を強化しつつ、集落を支える広域的な保全管理体制を構築していくこととし、これまでの集落単位による活動組織の取組に加え、「**農地・水・環境保全組織**」による取組を推進する。

#### 【農地・水・環境保全組織】

##### ア 要件

昭和25年2月1日時点の旧市区町村区域以上又は200ha以上で取り組むこと

##### イ メリット

- 農地・水・環境保全組織は、広域で活動に取り組むため、
  - a まとまった額の交付金が得られ、地区内の優先順位付けに従い、広範な活動に取り組むことが可能であり、
  - b 複数の集落の申請・報告書類等の作成事務を一本化して実施することから、申請事務等に係る集落の負担が軽減。

農地・水・環境保全組織のイメージ



※ 旧市町村区域等の広域エリアにおいて、集落、土地改良区、地域の関係団体など構成員間の協定に基づき組織され、資源の保全管理活動等を行う組織。

○ 水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動に対し、取組内容、対象となる農地面積に応じて支援するよう拡充。

水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全を行うもので、**専門家の指導など高度な技術が求められる活動**が対象。(交付額は、1組織あたり、200万円を上限)

【活動例】

農業用水の保全



水田湛水による  
地下水かん養

農地の保全



グリーンベルト設置  
による土壌流出防止

地域環境の保全



水田魚道の設置による  
生物多様性の保全